

第16期 第13回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年8月28日(火) 午後1時32分～午後4時11分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区	當間 勉	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 康由 ・ 本底 広彦

7 現場調査日時： 平成30年8月28日(火) 午後1時34分～午後3時01分

8 現場調査数： 9 件

9 付議すべき案件

報告第 72 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 73 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 74 号	現況証明願について
報告第 75 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 76 号	農地法許可の取消し願について
報告第 77 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 36 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 37 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 38 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 39 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 16 号	農用地のあっせんの打ち切りについて

10. 会議の内容

会長	<p>第16期豊見城市農業委員会第13回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時32分) 開会</p>
会長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日1日限りといたします。 本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の當間康由委員と第6番委員の本底広彦委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは議事録署名委員に第8番委員の當間康由委員と第6番委員の本底広彦委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>では、本日提案された議案等について現場調査9件のほかに、農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ご異議ないようですので、ただいまより現場調査のため、一時休憩をいたします。</p> <p>休憩(現場踏査) 午後1時34分 再開 午後3時01分</p>
会長	<p>再開します。 報告案件に入ります。初めに、報告第72号について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p>

報告第 72 号「農地転用後の利用状況の報告について」

6 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 72 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 73 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 73 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 73 号について質疑を許します。質疑のがある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 74 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 74 号「現況証明願について」

8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 74 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 75 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 75 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 75 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 76 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 76 号「農地法許可の取消し願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 76 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 77 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 77 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報

告いたします。

以上です。

会長

報告第 77 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に議案案件に入ります。議案第 36 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 36 号について説明いたします。

議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、ご覧のとおり 9 件の申請となっております。

整理番号 1 番につきまして、18 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字長堂山垣原 369 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字渡嘉敷東原 480 番 1、504 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字渡嘉敷太田原 320 番、字渡嘉敷東原 479 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字座安中前原 144 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、那覇市より発行された耕作証明書では「不耕作」との記載がございますが、事務局としましては、まだ不耕作という判断に至るほど遊休地化していないと考えております。この件につきまして、農業委員の皆さんにぜひ判断していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号 5 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字伊良波浜原 571 番につきましては、農地法第 3 条

第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ
ます。整理番号4番同様、那覇市より発行された耕作証明書には「不耕作」の記載が
ありますが、こちらも先ほど同様、事務局としては、まだ不耕作という判断に
至るほど遊休地化はしていないのではないかと考えております。この件につい
ても、農業委員の皆さんに判断していただきたいと思っています。よろしくお
願いします。

続きまして整理番号6番、議案書の30ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良前原151番につきましては、農地法第3条第
2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ
ます。

整理番号7番につきましては、議案書の32ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良東原274番1につきましては、農地法第3条
第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ
ます。

整理番号8番につきましては、議案書の34ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良前原120番1につきましては、農地法第3条
第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ
ます。

整理番号9番につきましては、議案書の36ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良後原428番4、428番5につきましては、農
地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ
ます。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第36号は一件ずつ審議します。整理番号2番と3番及び7番から9番ま
では関連しますので、それぞれ一括して審議をします。

それでは整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可
することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しま
す。

次に整理番号2番と3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙
手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番、3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番については許可することに決定します。
次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

7 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 14 分

再開 午後 3 時 15 分

会長 再開します。

7 番委員 前日も●●●●さん、●●さん、出ていたと思うんですけども、受けるとか、受けないとか、家族でやろうということで。実際出ていたのに、那覇市が不耕作ということを発行したということは、とりあえず今自分が言いたいのは、高校生に畑をさせること自体、わかるのであればどこの学校に行っている、定時制なのかとか、その辺までわかればお願いします。

事務局 恐らく耕作証明は譲渡人が出しているということで、ただ経営…。

7 番委員 前回は一緒にやるということで、彼のお名前が多分出ていたはずなんですよ。と言っていたのに、実際耕作放棄地、遊休みたいな判断をされるということは、実際触られていないんじゃないですかということ。

事務局 耕作証明というのは、経営農地が今耕作されているかどうかの証明だけなんで

すね。農地法第3条第2項第1号、経営農地を全て効率的に耕作をしているかどうか。これは許可の要件です。ただ、今おっしゃったように、那覇市はそういうふうに不耕作と言っているんですけれども、事務局としては不耕作と呼べるものの状況であるかどうか…。

7番委員 不耕作とは思わないんですけれども、現状、ああいうやり方だと、実際に経営しているかという、生活のために畑を触っているというふうには見えないので、それを今回、受ける側が高校生なので実際問題としてどうなのでしょうかと、家族経営として本当にできるのかなと。

事務局 耕作証明では、そこまでは考えているとは思えないんですけど。

7番委員 この150日というのは、1日8時間計算の150日ということですよ。

事務局 そういうふうに説明をしています。それで申請があったと。

7番委員 家族でやっているはずなのに、実際触っていないとしかこっちは見れないので、ある部分ではちゃんと耕作して何かをつくってもらおうというのが、受ける側の義務だと思うので、それは今回どうだろうなというのは、私は思います。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時21分

会長 再開します。

はい、啓一委員。

7番委員 こちらは不耕作ではない。那覇市が言っているのは、私も該当はしないと思います。耕作はすぐ再開できるだろうとは思いますが、ちゃんと家族でまた、いろいろあると思うので、話がまとまり次第、ちゃんと活用できればいいのかなという、現段階ではここまでしか言えないと思います。

2番委員 休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 40 分

会長

再開します。

整理番号 4 番については…。どうぞ、當間委員。

8 番委員

新しいケースということですので耕していただいて、それからもう一度出していただくのがよいのではないのでしょうか。今回、保留にしたほうがよいのではないかと思います。

会長

今の整理番号 4 番については、當間委員のおっしゃるとおり保留という形で採決してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。こっちも一緒？

事務局

譲受人が違います。

会長

さっきは 18 歳、次は 15 歳、4 番と同じで。

事務局

譲受人が違うだけで、世帯内の権利移動です。

7 番委員

これも同じような感じで那覇市からの不耕作証明の絡みだとか、現状が、第 2 項第 1 号があると思いますので、1 回耕して整備してもらって、もう一度考えてもらう。こういうふうなものでいかがでしょうか。

会長

今、上原啓一委員のおっしゃったとおり、さっきの 4 番と同じように保留という形でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
これで採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可することに決定しました。
次に 7 番、8 番、9 番は関連しますので、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 7 番、8 番、9 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番、8 番、9 番については許可することに決定します。
次に議案第 37 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 38 ページをお開きください。
議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請について」
1 件ございました。申請内容については、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、44 ページをお開きください。当初の計画の土地の所在は、瀬長舟無小原 39 番 3。転用目的は駐車場。変更計画は、当初一体利用を予定していた瀬長舟無小原 41 番 1 の申請取り下げによる所要面積及び資金額の減少となります。

当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 37 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 37 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 37 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 37 号については、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に議案第 38 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 46 ページをお開きください。

議案第 38 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地田原 264 番 5。転用目的は物品販売店舗。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、57 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名後原 169 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名後原 170 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 4 条

第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 38 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 38 号は一件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある委員は、挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移っていきます。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある委員は、挙手してお願いいたします。

これより採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 39 号について審議します。事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局

それでは議案書の 62 ページをお開きください。

議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波浜原 675 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 539 番 2。転用目的は資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、79、80 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上又原 297 番 1 及び 299 番地 6。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、85 ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原 41 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、90 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西中原 148 番 3。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号に該当することから、許可要件を満たしていないと考えられるため、事務局としては不許可相当だと考えております。

議案第 39 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 39 号は、一件ずつ審議します。

まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある委員は挙手してお願いいたします。

6 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 56 分

再開 午後 4 時 00 分

会長 再開します。

これより採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 4 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ります。
整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当すると認められることから、不許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は、不許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

7 番委員 すみません、ちょっと休憩いいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 03 分
再開 午後 4 時 06 分

会長 再開します。
次に協議第 16 号「農用地のあっせんの打ち切りについて」協議します。事務局をお願いいたします。

事務局 協議第 16 号に関しては、あっせん委員の當間勉委員のほうから、あっせんのてん末について説明をお願いいたします。

農地利用最適化
推進委員

あっせんのでん末書について説明いたします。

議案書の 92 ページをごらんください。

あっせんの申出があった字保栄茂 971 番の畑について、あっせん譲受候補者の順位第 1 位から第 8 位までの者まで順次あっせんを行いました。どの候補者も当該畑を買い受ける意思がないことがわかりました。

また、第 11 回総会において、この 8 名以外にはあっせん譲受候補者として適正と思われる者がいないと認められたことから、これ以上あっせんを行っても成立する見込みがないので、あっせんを打ち切ることがよいと考えます。以上です。

会長

あっせん委員の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は拱手して質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 4 時 08 分

再開 午後 4 時 09 分

会長

再開いたします。

委員の質疑を許しますので、質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

協議第 16 号について、あっせん委員の説明のとおり、農地移動適正化あっせん事業を打ち切ることに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 16 号について、農地移動適正化あっせん事業を打ち切ることに決定します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。委員の皆さまには、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 8 月 28 日 (火)
午後 4 時 11 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



6 番委員

本底 広彦



8 番委員

當周 康子

